

## 物流業者等集荷拡大支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新潟港又は直江津港（以下「県内港」という。）の利用拡大を推進するため、県内港利用の輸出入コンテナ貨物を集荷する船社等の取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる者とする。ただし、(3)については、1社の(1)又は(2)との連名による場合のみ申請することができる。

- (1) 県内港に外貿定期コンテナ航路を有する船社又は外貿定期航路に接続する内航定期フィーダー航路を有する船社（海上運送法第2条2項に規定する船舶運航事業者）（以下「県内港寄港船社」という。）
- (2) 県内港寄港船社が外国船社である場合、当該船社の日本総代理店（同法第2条9項に規定する海運代理店業者）（以下「県内港寄港船社の日本総代理店」。）
- (3) 県内港寄港船社の県内港における船社代理店（同法第2条9項に規定する海運代理店業者）（一の県内港寄港船社又は一の県内港寄港船社の日本総代理店との連名で申請する場合に限る。）

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象期間中に県内港利用の輸出入コンテナ貨物（小口混載貨物、空コンテナ及び県内港を利用し、国内の他の港湾で積換えて輸出入されるものを含む。）を一定量以上集荷する事業で、次の各号を全て満たすものとする。なお、国内の他の港湾で積換えて輸出入される貨物において、国内の他の港湾における補助を受けている場合については、補助の対象外とする。

- (1) 過去3か年度の集荷実績の平均と比べたコンテナ貨物の増加量（以下「増加量」という。）が1,000TEU以上となるもの。
- (2) 増加量が誘致保証量（最低保証量）以上であること。
- (3) 希望助成単価が0.2万円以下であること。

2 本条第1項第2号で規定する「誘致保証量（最低保証量）」とは、補助対象者が最低限保証する増加量をいう。

3 本条第1項第3号で規定する「希望助成単価」とは、補助対象者が増加量を確保するのに必要とする1TEU当たりの助成単価をいう。

### (交付基準等)

第4条 前条の規定により補助対象期間中に県内港から輸出入されるコンテナ貨物

について、増加量に希望助成単価を乗じた金額の補助金を交付する。ただし、1提案当たりの上限額を、増加量が1,000TEU以上の場合は200万円、増加量が2,500TEU以上の場合は500万円、増加量が5,000TEU以上の場合は1,000万円とする。

- 2 複数の事業者から第7条で規定する事業計画書が提出された場合、知事は予算の範囲内において施策効果が高い案件から補助対象者を選定し、前項の交付金額の調整をすることができる。(オークション方式)

#### (補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わるものとする。

#### (交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更(第10条で規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### (事業計画書)

第7条 補助を受けようとする者は、別記第1号様式に次に掲げる書類等を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間の前年度を含む過去3か年度における県内港集荷実績が確認できる書類等
  - (2) その他知事が必要と認める書類等
- 2 知事は、前項の規定により提出された書類等に関して、提出事業者等に対して調査・ヒアリングすることができる。
- 3 知事は、本条第1項で規定する書類等が提出された場合、審査のうえ、予算の範囲内において施策効果の高い案件から順位付けし、提出事業者に結果を通知するものとする。

#### (交付申請書)

第8条 前条第3項の規定により本事業に関する採択の決定通知を受けた事業者は、別記第2号様式を、知事が指定する日までに提出しなければならない。

#### (変更承認申請書)

第9条 第6条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別

記第3号様式により変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### (軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象期間中における集荷量の減少が2割未満となる変更とする。

#### (事業の中止又は廃止の承認)

第11条 第6条第1項第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式により知事に届出なければならない。

#### (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第12条 第6条第1項第3号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類等を知事に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消)

第13条 知事は、第11条の規定により事業の中止の届けがあった場合又は次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助期間中に第3条第1項で規定する補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 第14条第2項で規定する期限までに実績報告書の提出がなかった場合
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 不正行為があると認められた場合

#### (実績報告書)

第14条 規則第12条の規定による実績報告書は別記第5号様式のとおりとし、次に掲げる書類等を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間中の県内港集荷実績が確認できる書類等
- (2) その他知事が必要と認める書類等

2 前項の規定による実績報告書の提出の時期は、事業年度ごとに、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月20日とする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。

#### (補助金の支払い)

第15条 補助金は事業年度ごとに行う規則第13条の規定による額の確定後に支払うものとする。

**(書類の提出部数)**

第16条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

**(その他)**

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則 (平成25年4月1日)**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則 (平成29年4月1日)**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則 (令和3年4月1日)**

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則 (令和5年4月1日)**

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則 (令和8年4月1日)**

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。